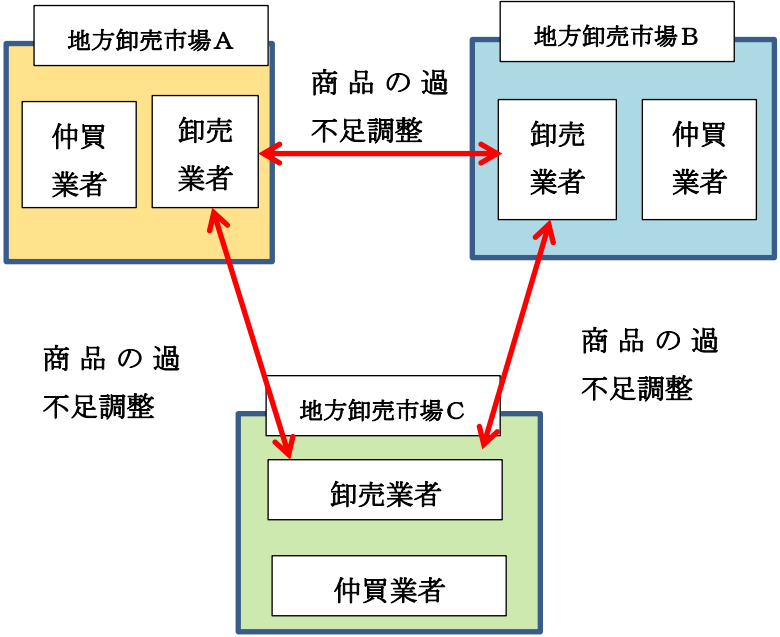
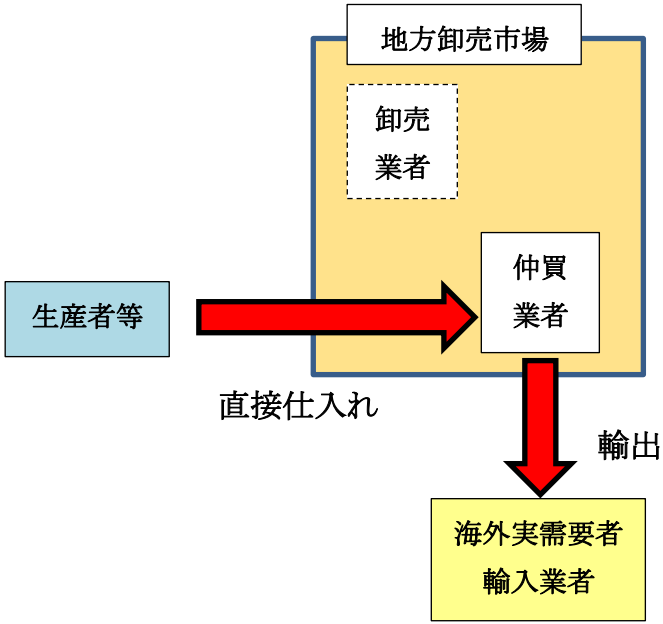


## その他の主要な取引ルールについて

項目	商物一致の原則
内容	卸売業者は市場内にある物品以外の卸売をしてはならない。
現条例での規制	<p>(市場外にある水産物の卸売の禁止)</p> <p>第 21 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある水産物以外の水産物の卸売をしてはならない。<u>ただし、市場の周辺の地域において知事が指定する場所にある水産物の卸売をする場合又は知事の承認を得て電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により水産物の卸売をする場合については、この限りでない。</u></p> <p>* 下線部が例外規定</p>
規制が設けられた背景	生鮮食品は、「品質や規格の統一がしにくく、貯蔵性がない」という特性により、市場内に現物を搬入して取引を行わなければならないという「商物一致」の原則があった。
規制緩和に伴いどうなるか	<p>I T 技術やインターネットの普及に伴って市場内に現物を持ち込まなくても取引が可能となる。</p> <p>The diagram illustrates the flow of goods and transactions. On the left, '生産者' (Producers) are shown in a blue box. A red arrow labeled '直送' (Direct Delivery) points down to '小売店等' (Retailers, etc.) in a yellow box. On the right, a yellow box labeled '地方卸売市場' (Local Wholesale Market) contains '卸売業者' (Wholesalers) and '仲買業者' (Commission Merchants). Blue arrows show '注文' (Orders) and '決裁' (Settlements) between '生産者' and '卸売業者', and between '卸売業者' and '仲買業者'. Another set of blue arrows shows '注文' and '決裁' between '小売店等' and '仲買業者'.</p>

項 目	第三者販売の原則禁止
内 容	卸売業者は仲卸業者、売買参加者以外に卸売をしてはならない
現条例での規制	<p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第 20 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。<u>ただし、市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>* 下線部が例外規定</p> <p>2 卸売業者は、前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売を行ったときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p>
規制が設けられた背景	<p>卸売市場は、経済的に利害の反する売り手と買い手を配置し、そこで一つの均衡、調和が成立している。</p> <p>そのため、市場の秩序の維持が基本となるが、その市場の卸売業者は、その市場の買い手たる仲卸業者や売買参加者に、その集荷したものを販売するということが基本となる。</p>
規制緩和に伴いどうなるか	<p>各卸売市場での需給の状況に応じて市場間での生鮮食品の過不足を迅速かつ柔軟に調整できる。</p>  <p>The diagram illustrates three regional wholesale markets: 地方卸売市場A (Local Wholesale Market A), 地方卸売市場B (Local Wholesale Market B), and 地方卸売市場C (Local Wholesale Market C). Markets A and B are positioned side-by-side at the top, while Market C is located below them. Each market contains two boxes: 仲買業者 (Wholesaler) and 卸売業者 (Retailer). Red double-headed arrows labeled '商品過不足調整' (Adjustment of surplus and deficit of goods) connect Market A to Market B, and Market A to Market C. Additionally, a red arrow points from Market C to Market B, also labeled '商品過不足調整'. This indicates the flow of goods and the need for adjustment between these markets.</p>

項 目	直荷引きの原則禁止
内 容	仲卸業者および売買参加者は、卸売業者以外から買い入れて販売してはならない。
現条例での規制	<p>(仲卸業者の業務の規制)</p> <p>第 27 条 仲卸業者は、市場においては、次に掲げる行為をしてはならない。<u>ただし、第 2 号に掲げる行為については、仲卸業者が水産物を卸売業者から買い入れることが困難な場合であって、市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして知事の許可を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p>* 下線部が例外規定</p> <p>(1) 水産物の販売の委託を受けること。</p> <p>(2) <b>水産物を卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。</b></p>
規制が設けられた背景	卸売業者が専ら集荷（卸売）を担当するのに対して、仲買業者は専ら分荷（仲卸）を担当するという機能分化による市場秩序の確立維持のため。
規制緩和に伴いどうなるか	<p>海外市場のニーズに合った生鮮食品を、仲買業者が直接仕入れて輸出するなどが可能となる。</p>  <p>The diagram illustrates the supply chain flow. On the left, a blue box labeled '生産者等' (Producers, etc.) has a red arrow pointing right to a white box labeled '仲買業者' (Buyer). This arrow is labeled '直接仕入れ' (Direct procurement). The '仲買業者' box is located inside a larger yellow box labeled '地方卸売市場' (Local Wholesale Market). Inside this market box, there is also a dashed-line box labeled '卸売業者' (Wholesaler). A red arrow points down from the '仲買業者' box to a yellow box labeled '海外実需要者 輸入業者' (Overseas actual demanders, Importers). This downward arrow is labeled '輸出' (Export).</p>

項 目	自己買受けの原則禁止
内 容	卸売業者による卸売の相手方としての買受けの制限
現条例での規制	<p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、<u>同項の許可をしないものとする。</u></p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>市場の卸売業者又は卸売業者若しくは前項の許可を受けた者(以下「仲卸業者」という。)の役員若しくは使用人である者</u></p> <p>(4) ～ (6) 略</p> <p>(売買参加者の登録)</p> <p>第 8 条についても同様の制限あり</p>
規制が設けられた背景	卸売市場が、売り手たる卸売業者と買い手たる仲卸業者や売買参加者との適正な取引のうえに成立するものであることから、売り手が買い手となり、又は売り手の構成員が買い手となることが妥当ではないことから設けられている。
規制緩和に伴いどうなるか	<p>卸売業者が、仲買権をとって買い手として参入することで浜値を安定させる</p>

項 目	受託拒否の禁止
内 容	卸売業者は販売の委託の申込があった場合、正当な理由がなくては拒んではならない
現条例での規制	<p>(差別的取扱いの禁止)</p> <p>第 19 条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 卸売業者は、水産物について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p>
規制が設けられた背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生鮮食料品なので、受託拒否をすると商品の価値を低下させ委託者に多大の損害を与えるため</li> <li>・ 市場の公共性、公開性から卸売業者の恣意による需給の操作を排除するため</li> <li>・ 零細な生産者、出荷者に常に安定した公開の販売の場を提供するため。</li> </ul>
規制緩和に伴いどうなるか	<p>The diagram illustrates the interaction between a producer and a wholesaler within a local wholesale market. The producer is shown as a blue box on the left, and the wholesaler is shown as a white box on the right, both contained within a larger yellow box labeled '地方卸売市場' (Local Wholesale Market). A blue arrow points from the wholesaler to the producer, labeled '販売の委託' (Sales Commission). A blue arrow points from the producer to the wholesaler, labeled '受託の拒否' (Refusal of Commission).</p>